

第1回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2021年9月14日)

I 日時：

2021年9月14日(火) 13:00~14:50

II 場所：

オンライン会議 (一部参加者は日本公認会計士協会より参加)

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、
弥永真生、西山香織(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、西田俊之(常務理事)、高濱滋(委員長)、
樋口誠之(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

ディスカッションポイント1 (倫理規則違反に対する懲戒処分)

現行の倫理規則違反に対する自主規制としての懲戒処分の位置付けでは、倫理規則違反の個別事案を監査・規律審査会において調査・審査した後、法令等、会則及び規則の違反事実があり、処分相当と認めた場合、綱紀審査会で審査し、処分内容を決定しており、その際の参考として「懲戒処分の量定に関するガイドライン」(日本公認会計士協会会員限定)が存在する。報酬や非保証業務など新たな規定が追加された場合、これに違反した場合の取扱いをどうするか、今後検討が必要となる。これに関し、以下の点について議論を行った。

- 自主規制の実効性確保についてご意見はあるか。

【主なご意見】

- 新たな報酬情報の開示や非保証業務の提供等の倫理規則違反に対して、協会は、これまでの倫理規則違反と比較して厳格に対処するのか、緩和するのか、あるいは維持するのかによって、ガイドラインの整備が異なると考える。
- ガイドラインにおいて列挙されている項目に包含されないバスケット条項としての包括規定を設けることを提案する。

- 報酬情報の開示や非保証業務の提供等に関する新たな規定が導入される機会を活用し、会員が、求められる資質や要求事項の更新を十分認識できるよう、倫理規則違反による懲戒処分があり得ることを会員に周知徹底していただきたい。
- 品質管理レビューを通じて、改正倫理規則の遵守に関するモニタリングを行うことにより、実効性を確保することが重要である。さらに、会計事務所等に対して、改正内容の対応状況に関するアンケート調査を行うこと等によって、会員の意識が高まり、倫理規則の改正内容が浸透することに繋がると考える。
- 守秘義務や独立性といった守備範囲の広い抽象概念が規定されている一方で、紹介手数料や名義貸しといった各論も混在しており、整理を行うことが適切である。倫理規則では、柱となる大きな要素にまとめた上で、各論についてはガイドラインで解説した方がよいと考える。
- 懲戒によって強制力を持たせる以上、懲戒処分の量定に関するガイドラインの発令までに、十分な周知を行うことが必要である。

ディスカッションポイント 2（倫理規則の公開草案の最終確認）

第1回から第3回までの有識者懇談会準備会合における論点を踏まえ、議論を行った。

【主なご意見】

- 5年辞任ルールにおける例外規定について、公共の利益を意識した適切な会計監査の実施の重要性に鑑みると、単なる「やむを得ない事情」ではなく「公共の利益の観点からのやむを得ない理由」であるため、限定的な運用が想定される。正しく理解されるよう、会員への周知を図ってほしい。
- PIE に対する監査業務の監視に注力することは賛成であるが、Non-PIE に関しても、5年間連続して報酬依存度が30%を超えた事実がある場合には、会計事務所等から協会に報告することを制度化できるか検討いただきたい。
- 監査報告書における報酬依存度の開示について、開示手段としてはウェブサイトへの掲載も例示されているため、監査報告書だけでなくウェブサイト等の様々な手段を通じて開示することが可能となるように検討いただきたい。
- 提供可能な非保証業務について、新たなガイダンスの作成に賛成する。どのようなものが同時提供可能又は禁止になるのかを説明いただくことは、実務上の助けとなる。前回の準備会合で質問したが、IFRS へのコンバージョン業務が提供できるのか、公認会計士の指導的役割が今後も変わらないのか等を、早急に説明いただくことが必要である。

- 監査役等が会計事務所等から情報を入手した後、当該情報を確かめるために、依頼人がグループ全体の情報を把握することは困難であると想定される。したがって、第一義的には監査人が独自に収集した情報を監査役に伝達することが責務である旨を明確にしていきたい。
- 報酬関連情報の収集に関しては、従来にない実務が必要になるため、監査役等と会計事務所等の双方が滞りなく対応できるように実務上の指針を示すことを期待する。
- 非連結子会社からの報酬情報について、独立性の評価に影響を及ぼすかどうかを判断する必要があるが、ネットワーク・ファームから十分な情報が提供されない場合、依頼人に対して情報の提供を求める必要性が生じる可能性がある。
- 報酬情報の開示に関して、依頼人と会計事務所等の情報に差分が生じる場合、総額表示とするか差分開示とするかについては、会員の判断に委ねるのではなく、総額表示が適切と考える。
- 非保証業務の提供に関する改正については、監査役と監査等委員会設置会社における監査等委員の役割を、ガバナンスの観点から検討する必要がある。また、了承と同意はほぼ同じ捉え方が可能であるため、監査役意見書のような証跡の残る形式で記録を求めることは、意味があると考ええる。

ディスカッションポイント3（報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期）

報酬及び非保証業務に関する倫理規則の改正について、2022年7月の定期総会における承認を目標としているが、改正倫理規則の適用時期について、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）の適用時期と合わせた2023年4月1日以降適用開始（A案）又は準備期間を十分に確保した2024年4月1日以降適用開始（B案）のどちらを採用すべきか、これまでの有識者懇談会準備会合における議論を踏まえ、以下の結論でよいか議論を行った。

- IESBAの適用時期と合わせ、2023年4月1日以降適用開始（A案）としたいがいかがか。

【主なご意見】

（A案に賛成するコメント）

- 可能な限り IESBA 倫理規程の適用から遅れることなく適用することが適切と考える。実務上の懸念についても、移行措置を適切に定めることにより、対応可能と考える。

- 実務上の懸念に関しては、移行措置やQ&Aの作成等により、適用のための支援を協会に行っていただきたい。新たに導入される報酬や非保証業務の規定は大変重要なテーマであり、高い報酬依存度や非保証業務の増加が会計事務所等のリスクに繋がる可能性を認識しているため、なるべく早く適用した方がよい。
- 公開草案においてはA案を提案し、実務における適用上の課題等に関するコメントを踏まえて、最終的に適用時期をどのように定めるかを議論すればよい。これにより、実務における懸念を広く把握することが可能になる。

(B案に賛成するコメント)

- 倫理規則改正後の準備期間が8か月となっている。適用時期を合わせるという理由ではなく、影響を受ける法令等の有無や関係者の理解を得るためのプロセスを十分に踏まえた上で、適用日を決めるべきである。国際基準に合わせるよりも、実態を重視した方がよい。
- 現在提供されている業務が新たな規定に抵触する場合、契約を変更する可能性がある。2023年4月の適用であると、非常に短い期間での対応を余儀なくされる。日本監査役協会の協力に基づく会社法も含むガイダンスの整備等も踏まえると、この時点で2023年4月の適用に決定することは適当ではなく、余裕を持った適用時期とすべきと考える。
- 十分な準備期間を経た上で設けられる移行措置は意味を有するが、適用を急ぐあまり移行措置を設けて適用を開始するのは本末転倒であることを一考いただきたい。

その他

- 国際基準に日本の考え方をどのように反映させるかの活動も必要であると考えするため、今後検討いただきたい。

(注) 第1回有識者懇談会後の検討状況に関する追加情報

資料No.1のスライド51及び52のスケジュールでは、本年10月の役員会において公開草案の審議を行うこととしておりましたが、追加の検討事項が生じたため、10月役員会への上程を見送ることといたしました。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上